

## 令和3年第5回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和3年5月14日（金）9時37分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 中田美穂 | 出席 |
| 3番  | 小出哲義 | 欠席 |
| 4番  | 小城和之 | 欠席 |
- 4 出席職員
- |        |       |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子  |
| 総務学事課  | 中川香代子 |
|        | 瀬川隆司  |
|        | 錦戸宏泰  |
| 生涯学習課長 | 吉村隆宏  |

.....  
【開会時刻 9時37分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和3年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日5月14日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第17号 大竹市立小・中学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第17号 大竹市立小・中学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 市立小中学校に勤務する教職員は、県が任用していますが、その健康診断については、学校保健安全法第15条により、設置者が実施することとなっています。

この要綱は、職員の定期健康診断の対象者や検査項目、定期健康診断の機会をとらえた健康管理の方法、個人情報の取扱いなどを定めたものです。

今回の改正は3つの理由があり、1つ目の理由は労働安全法施行規則の一部改正によって、健康管理医の押印がなくなったことです。2つ目の理由は、医療保険者から労働安全衛生法に基づく健康診断の記録の写しの提供の求めが

あった場合に事業者がその記録の写しを医療保険者に提供する際に第三者提供にかかる本人同意が不要であるため、同意に関する記載を削除するものです。3つ目の理由は行政不服審査法施行等の一部改正に基づき、事後措置に異議のある者の再審査願において求めている届出人の押印を求めなくするための変更をするものです。

それでは議案第17号関係をご覧ください。

まず、新旧対照表です。指導区分を決定するのは医師の中でも健康管理医ですし、記入に際し押印は必要ないことから、「第7項 職員定期健康診断票の取扱いについての第2号記入方法中コ指導区分」及び「第8項事後措置第1号イ所見の作成」について、該当箇所の改正をしています。

続きまして、別記様式第1号質問票についてです。注書中の医療保険者に該当する箇所を削除しています。

続きまして、別記様式第2号職員定期健康診断票です。指導区分を記述する医師は健康管理医でないといけないため、医師名から健康管理医氏名に表記を改め、押印を削除します。このことを裏面の注意事項コ指導区分の欄においても反映させています。また、「参考」として記載している、医師の指導区分の根拠法に誤りがあったので改正をします。

続きまして、別記様式第3号健康診断の事後措置に関する再審査願いです。届出人の押印を求めないようにする変更をしています。

施行日は、本日、令和3年5月14日としています。

小西教育長  
池田委員

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

職員定期健康診断票というこの様式は、いつからこの形式になったのでしょうか。以前は、何年分も書けるような形になっていたと思うのですが、それが、こういう一枚一枚に変わっているのかどうか。

事務局

以前は、5年一括りで管理するものになっておりまして、学校保健安全法においてもそのように定められています。それを受けまして、県教委の方が、定期健康診断票を作成してこのような形になっており、大竹市の方でもこちらの方が管理がしやすい、一目で見えてわかる、医師の指導区分についてもこちらに書く欄があるということから、いつ改正したのかは分かりませんが、この県の健康診断票を参考に、大竹市でも定めたものでございます。

池田委員

現在はこの診断票が学校で使われているということですね。あと、健康管理医の方に、健康診断票の作成の仕方であったりとか、記入の指導の仕方について、徹底されていますか。健康診断票に基づいて、こういう風にしていくという部分が、健康管理医が年度ごとに替わったりもするので、学校と健康管理医が、同じ方向性を持っていけるよう、医師会を通して、健康管理医に理解してもらおうよう、学校から言いにくい部分もあると思うので、徹底していただきたいと思います。

小西教育長

そのあたりは、十分に医師会と連携を取りながら、丁寧に進めていくことになるかと思えます。よろしく願いいたします。他に質疑はありませんか。

委員一同

なし。

小西教育長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決

することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 議案第18号 大竹市立学校職員健康管理システム要綱の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第18号 大竹市立学校職員健康管理システム要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この要綱は、職員の健康確保のための措置及び過重労働による健康障害防止のための措置に関して、大竹市立学校職員衛生管理要綱とあわせて定めたものです。

今回の改正は、先ほどご審議頂きました、大竹市立小中学校教職員定期健康診断実施要領において、定期健康診断の結果を基に指導区分を決定した健康管理医に対し、押印を求めず氏名の記入のみを求めることにしたため、本要綱においても、押印を求めないよう、様式を変更するものです。

また、様式中の元号の表記を削除するとともに、指導区分を決定するのは医師のうち健康管理医であることから、表記を改めるものです。

別記様式第1号職員健康管理票です。平成の表記を削除しています。

別記様式第3号面接指導結果報告書及び事後措置にかかる意見書です。医師氏名を健康管理医に変更するとともに、押印欄を削除しています。

施行日は、本日令和3年5月14日としています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中田委員 職員健康管理システムに関しての質問なんですけども、これは本人からの申し出によって健康管理の面談を行うようになるものなののでしょうか。今、こういう時期なので、コロナ関連で先生方も不安もあると思うので、あわせてコロナに関しての対策ですとか、大竹市の方でコロナも発生しましたので、その当たりも含めてお答えいただければと思います。

事務局 本要綱を読み上げますと、第3条において、「所属長は、所属職員のうち教育職員については、前条の情報、勤務時間の記録及び日常の観察によって、当該職員に疲労の蓄積があると思料するとき又は当該職員から、長時間の勤務により、疲労の蓄積があり、若しくは健康上の不安を有している等の申出があったときは、自己診断チェックリストを健康管理医に提供し、当該職員に健康管理医による面接指導を受けさせるものとする」とあるため、申し出があれば面接指導を受けさせるものでございます。

小西教育長 それでは、もう1点ご質問がございました、大竹小学校、子ども相談室でのコロナの感染ということで、私の方から、マスコミ資料で報告をさせていただきます。

まずは、大竹小学校です。発症は5月12日ということになります。13日から14日の2日間、臨時休業にしています。患者は児童ですが、臨時休業の間の13日に消毒作業を行っています。あわせて、ひかり児童クラブを13日から15日までを休会としています。これが、大竹小学校の内容になります。

子ども相談室ですけれども、感染した職員が60歳台で、本市在住の相談機関の職員となっています。5月10日の月曜日に発熱し、医療機関を受診。12日に熱があったということで、PCR検査を受けて、13日に陽性ということで報告があがっています。勤務状況としましては、5月7日金曜日までは勤務し、それ以降は休んでいたということです。対応としましては、当然、保健所の指導のもと、関係職員等の検査、積極的疫学調査ということで検査を行っています。本日9時半から、職場及び共用場所の消毒を行っています。これ以上感染が広がらないことを願っています。

あわせて、施設関係については、生涯学習課長から報告をしていただきたいと思います。

事務局 それでは、大竹市内の社会教育施設の対応方針を報告させていただきます。ご存じの通り、広島県の新型コロナウイルスの感染拡大防止集中対策が、来月6月1日の火曜日まで集中期間として示されました。これを受けまして、本市の社会教育施設の取り扱いについてですが、まず、屋内屋外を問わず、各学校施設、各公民館や体育館、晴海臨海公園、こういったスポーツ施設についても、県の対策期間中は、施設の利用時間を20時までとする時間短縮の制限を設けることとしました。これは県民に対して、20時以降外出自粛を求めるということもありますので、そういった面も含めて20時までの短縮という形になります。それに加えて、期間中、各施設の利用については、当日利用または新規の利用については、受け付けをしないという形にしまして、今までに予約をした団体で、活動をどうしても自粛できない方には利用を許可しているという状況でございます。

図書館については、本の貸出、返却は実施できますが、図書館内に滞在することを抑制するために、椅子の撤去、新聞・雑誌の撤去、学習室は使用禁止という形にして、速やかに本を選んでもらった後、退出してもらうという形にしています。

あと、教育委員会の主催の事業、講演会についても、対策期間中は中止をしているところ です。

小西教育長 コロナ対応ということで、現場の方も学校と連携を取りながら、取り組みを進めている状況でございます。何かご質問はございますか。

池田委員 施設の消毒にというのは業者をお願いしているのですか。また、大竹小学校について、学校全体になるのか、それとも児童が立ち寄った所だけですか。

県の集中対策に応じて、施設の利用を止めているようですが、大竹市のコロナの発生状況は異常な数字になっているので、県の対策だけではなく、もっと踏み込んだ対策、施設を閉鎖にするなど必要ではないかと感じているところ です。いかがでしょうか。

小西教育長 まず、消毒についてです。学校については、該当の学級、共用の部分について、子どもが多く触ったり、活動した所を中心に消毒するという事になって います。保健所の指導としては、72時間でウイルスは死滅するので、消毒する 必要はないだろうということで、学校全体まではしていません。主に児童が 活動したところについて、集中的に消毒を行っています。

施設の閉鎖についても、先ほど説明したとおり、自粛をしていただくという

ことで、この期間は呼びかけをしているところです。ただし、学校施設については使用停止としていますので、体育館などについては使用停止です。

池田委員 これから先は、感染状況によっては閉鎖という検討もされていくということですか。

小西教育長 新聞で、県にまん延防止措置が出るという報道がされてましたので、最終的には、市の新型コロナウイルス対策会議で決定していくことになります。

池田委員 なぜかという、公民館の利用者に聞くと、施設の利用を止めた人もいますが、閉鎖になっていなかったのだから来たという人もいると聞きました。会が開かれれば、行かなければと思う人もいるので、閉鎖になっていけばしようがないと思って、会を止めようと思うけど、開いていけば、団体の予約が入っていて利用ができれば、開いているので行かなければと皆思ってしまうところがあるのではないかと思うので、積極的に感染を食い止める施策をしていただければと思います。

小西教育長 感染防止のための自粛をお願いする呼びかけは、積極的にしていきたいと思えます。また、状況がわかり次第、報告させていただくことになると思えます。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## **議案第19号 令和4年度大竹市使用教科用図書の採択に関する基本方針の制定について**

小西教育長 日程第4「議案第19号 令和4年度大竹市使用教科用図書の採択に関する基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年度に、大竹市立小中学校において使用する教科用図書及び大竹市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択するための基本方針を制定するものです。

まず、いきさつから申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年となっています。

しかし、社会科歴史的分野において、検定審査不合格の決定年度、つまり令和元年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を受けたため、新たに発行されることが決定しました。

この場合、無償措置法施行令第15条第2項及び施行規則第6条第3項により「採択替えを行うことも可能」とされています。

広島県の教科用図書採択基本方針において、採択替えを行うか否かは、採択権者である市の判断によるとされています。

「採択替えを行うことも可能」とされていますが、教科書は教育基本法や学

学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、最も適切な教科用図書を採択しないといけないこと、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する必要があることから、事務局において、「採択替えを行わない理由」が明確でない限りは「採択替えを行う必要」があると考えて、今回の採択基本方針を制定いたしました。

なお、今回ご提案する採択基本方針は、広島県が4月21日に制定した採択基本方針に準じて作成をしたものです。

それでは、方針の説明に移ります。基本的に読み上げになります。

1 採択の基本方針。(1)、採択の基本。教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

(2)、適正かつ公正な採択の確保。教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、大竹市教育委員会の権限と責任において適正かつ公正な採択の確保を期す。また、特定の教科書発行者と関係を有する者は教科書採択に関与させない。

(3)、開かれた採択の推進。ア、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。イ、次の事項について採択後、遅滞なく公表するよう努める。(ア)、教科用図書の研究のために作成した資料。(イ)、教育委員会の会議の議事録。ウ、その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討する。

ここまで、例年と変更はございません。

2、方法、組織及び手続き、大竹市教育委員会は、広島県教育委員会の指導・助言又は援助を受けるとともに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関連法令及び通知に基づいて、次により採択を行う。

(1)、中学校用教科用図書について。ア、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択する。ただし、新たに発行されることになった教科書がある社会(歴史的分野)については、採択替えを行う。その際、広島県教育委員会が作成した選定資料のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等も踏まえることとする。

イ、大竹市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすため、選定委員会を設けるとともに調査員を置くものとする。

これまで、選定委員会において検定本の調査研究事項を決定しておりましたが、今回は令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等も踏まえ年度採択における調査項目を活用し、調査員は、今回検定合格をした1社についてのみ調査研究を行います。

その後、選定委員会において保護者及び地域住民に説明責任をするべく審議を行い、教育委員会に答申し、教育委員会で8月末までに採択を行うと考えています。

教育委員の皆さまにおいては、8月に教育委員会で採択をお願いすることになりますので、ご協力をお願いいたします。

以下、小学校用教科用図書及び第9条第1項規定の教科用図書については、例年と同様ですので説明を省略をさせていただきます。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 中学校の教科用図書についてですが、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択するとなっているのですが、令和2年度である去年採択されたのではありませんでしょうか。

事務局 県の基本方針の文言と合わせてた訳なのですが、これに関しては、どちらの言い方も正しいのではないかと読み取っています。こちらは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律で、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするとしていますので、前年という意味で、県が令和2年度採択と同様というような書き方をしているのだと判断しています。

池田委員 令和2年度と同一の教科用図書とされていますが、令和2年度と令和3年度とは違う教科用図書を使っていますよね。

事務局 令和2年度に採択されたという意味で捉えていただければと思います。

中田委員 8月末までに採択するということなのですけども、また教科用図書選定の流れのように、社会の教科書を見せていただいて、選ぶという形になるのでしょうか。

事務局 そうなります。今、広島県内で、どのような形で選定委員会を設けるとか、情報収集していますので、1種目の採択ということもあり、なるべく負担を掛けずに、かつ、きちんと調査をし、採択をするという流れにしようと思ひまして、日々情報収集していますので、ご協力をお願いします。

小西教育長 採択までの流れについては、これまでと同様です。ただ、そのあたりは、負担がかからないように、考えていきたいと思っています。

他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 日程としては、8月の教育委員会議で採択になろうかと思っています。

質疑なしと認めます。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育

長で行います。

これにて、令和3年第5回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 10時14分】

.....